

## 不審者への対応マニュアル

### <施設内侵入した不審者への対応>

- ① 不審者として認識(人権に配慮する)
  - ・不審者との距離を1.0～1.5mに保ち、動きに十分注意して「どちら様ですか」「何かご用ですか」等丁寧に訪問の用件等を聞く。
- ② 不審者との直接対応
  - ・直接の対応は複数で行い、他の職員は周辺の安全な避難ルートの確認や避難場所の確保にあたる。
  - ・相手を無用に刺激せず、落ち着いて話しかける。
  - ・直ちに退出するように促す。応じない時は、警察の到着まで時間を稼ぐ。
  - ・刃物等危険物を所持している場合は、机、椅子等で距離をおいて対応し、利用者を避難させ、応援を待つ。
- ③ 避難した場所では、再度人数確認を行い、入り口等は職員が巡回し、安全確保に努める。
- ④ 危険物を所持している場合は、躊躇せず110番通報を行う。
- ⑤ 支援中の場合
  - ・職員は人員を確認する。(トイレ・各部屋)
  - ・職員は動揺せず、不審者のいる場所から安全な避難ルートを想定し、利用者にも説明し指示を待つ。

### ☆けが人が出た場合

- ① けが人等に対して
  - ・けが人が出て救急車で搬送する場合は、必ず添乗する。
  - 可能であれば、付き添いと連絡者の2名
  - ・保護者には、「病院名」「けがの状況」等を連絡し、病院まで来てもらう。
- ② その他の児童に対して
  - ・児童を帰宅させるかどうかを検討し、判断する。
  - ・帰宅させる場合は、直ちに保護者に連絡する。
  - ・保護者が不在の場合には、施設に留め置き、安全を確保する。

### ☆事後対応

- ① 市町村の管理課に連絡する。
- ② 利用者の心のケアを行う。
- ③ 保護者へは丁寧に説明する。

### <郊外外出時における不審者情報への対応>

- ① 緊急時の「避難集合場所」や「連絡方法」について確認しておく。
- ② 職員は、呼び笛や携帯電話を携帯する。
- ③ 状況に応じて警察へ通報する。
- ④ 児童避難誘導(人数確認)安全な避難ルートを確保する。
- ⑤ 安全確認後に、事業所・保護者へ報告する。

### <事業所外での不審者情報への対応>

メールやラインの配信登録の確認

不審者が侵入したときの対応(基礎対応)

# 不審者発見

発見者が退去要請

Yes

不審者が事業所外へ退去

再侵入の阻止

No

不審者対応

複数で対応

児童対応

警察署 110

連絡・通報

指導員

- ・警察(110番通報)
- ・市町村管理課に連絡する

指導員

利用者と不審者の間に入り、防御に努める

指導員

手元にある物(椅子・机・モップ・刺叉等)を用いて不審者の移動を阻止・隔離する

それ以外の指導員

利用者に避難を指示する(必要なら大声で)

警察の到着

利用者の安全を確保し待機する

安全を確保して送迎

救急車 119

- ・救急車の出動要請
- ・該当者の保護者に連絡

けが人の確認 及び 応急処置  
必要な場合、救急車要請依頼

救急車で病院へ搬送する。

可能であれば2名乗車し(付き添い・連絡)、病院に付き添う

事後対応

- ・市町村の管理課に連絡
- ・子どもの心のケア
- ・保護者への説明

市役所 41-1551